

# 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会定款

## 第1章 名称及び事務所

### (名称)

第1条 本会は、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市磯子区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、薬剤師の資質向上を図ることにより、適正な薬物療法の推進、チーム医療の発展に貢献し、また正しい薬の知識についての普及啓発及び相談を実施することで、県民の健康的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 医療薬学に係わる調査研究・報告に関する事業
- 2) 医療薬学の進歩発展及び薬剤師の資質向上に関する事業
- 3) 医療薬学に基づく正しい薬の知識の普及啓発、相談に関する事業
- 4) 災害時における医薬品の確保及び応急活動に関する事業
- 5) 機関誌・関係図書 の刊行及び情報提供に関する事業
- 6) 関係団体との連絡調整、協力に関する事業
- 7) 会員を対象とした共益の福利厚生に関する事業
- 8) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となったものをもって組織する。

### (会員の種類)

第6条 本会は、次の者から構成する。

- 1) 正会員 神奈川県内に所在する病院及び診療所等に勤務する薬剤師で本会の目的に賛同して入会した者
- 2) 名誉会員 本会に功労があつた者又は学識経験者で、理事会において推薦され総会の同意を得たもの
- 3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

### (会員の資格の取得)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

### (会員の権利)

第8条 会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

2 正会員以外の会員は、法人法に規定された社員の権利のうち、総会における議決権を行使できない。

### (会員の義務)

第9条 正会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 正会員及び賛助会員は、本会の事業活動によって経常的に生じる費用に充てるため、所定の入会金及び会費(以下「会費等」という。)を本会に支払う義務を負う。名誉会員は、会費等を納入することを要しない。

4 会費等の額及び支払い方法は総会において定める「定款施行細則 2 会費」による。

5 前2項の会費等について、その3分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

### (任意退会及び異動)

第10条 会員は、会長に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前項と同様に、その届出をしなければならない。

### (除名等)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については総会の決議を経なければならない。

- 1) この定款に定める事項及び第 4 章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき
  - 2) 薬剤師の倫理に違反し、又は会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
  - 3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会開催日の 1 週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会員が除名となった場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

### (会員資格の喪失)

第 12 条 会員は、第 10 条及び前条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1) 死亡し、又は解散したとき
  - 2) 第 9 条に規定する会費等の納入を怠り、催告を受けた後、当該事業年度内に支払わないとき
  - 3) 総正会員が同意したとき
- 2 前条により会員資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 3 会員資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

## 第 4 章 総会

### (構成)

第 13 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会を法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第 14 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- 1) 理事及び監事の選任又は解任
- 2) 正会員の除名
- 3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- 4) 定款の変更
- 5) 解散及び残余財産の処分
- 6) 「細則 1 会員」、「細則 2 会費」、「細則 3 総会議事運営」及び「細則 4 役員報酬」の変更
- 7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第 15 条 総会は、通常総会として事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

### (招集)

第 16 条 総会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 1 週間前までに発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

3 5 分の 1 以上の正会員は、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求をすることができる。

### (総会の議長及び副議長の選定)

第 17 条 総会の議長及び副議長は各 1 名ずつ総会において出席した正会員より選出する。

### (議長及び副議長の職務)

第 18 条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

### (議長又は副議長の後任者の選定)

第 19 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

### (定足数)

第 20 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

### (議決権)

第 21 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする

### (決議)

第 22 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 1) 監事の解任
- 2) 正会員の除名
- 3) 定款の変更
- 4) 解散
- 5) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- 6) その他法令で定められた事項

### (総会における書面議決等)

第 23 条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第 20 条及び前条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

### (総会の議事規則)

第 24 条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

### (議事録)

第 25 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印する。

## 第 5 章 役員等

### (役員を設置)

第 26 条 本会に次の役員を置く。

- 1) 理事 20 名以上 26 名以内(外部理事 1 名を含む)
- 2) 監事 2 名(外部監事 1 名を含む)
- 2 理事のうち、1 名を会長とし、4 名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち、1 名を外部理事とする。
- 4 監事のうち、1 名を外部監事とする。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 6 会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。ただし、外部理事はそこに含まない。

### (役員を選任等)

第 27 条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
- 4 外部理事には、本会の業務執行理事又は正会員でなく、かつ、その就任の前 10 年間本会の業務執行理事又は正会員であった者が含まれてはならない。
- 5 監事には、この法人の理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)及び使用人が含まれてはならない。
- 6 外部監事には、その就任の前 10 年間本会の業務執行理事又は正会員であった者が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があつてはならない。
- 7 他の同一の団体(公益法人は除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順位により、その業務の執行に係る職務を代行する。

4 その他の業務執行理事の職務分担は理事会において定める。

5 会長、副会長及びその他の業務執行理事は、4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 外部監事および外部理事は、本会のガバナンス強化のため設置される。

#### (監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、再任されることができる。

5 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 31 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の同意による。

#### (役員報酬)

第 32 条 役員は無報酬とする。ただし、主として会計監査を担当する監事に関しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において報酬等の支給の基準を別に定めることにより、それに従って算定した額を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。支給等の基準は理事会で定める。

### (顧問)

第 33 条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問は会長の諮問に応え、理事会その他の会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし、顧問のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。報酬等の支給の基準は理事会で定める。

5 顧問には、理事会の定めによりその職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

### (役員補佐)

第 34 条 本会会務を円滑に運営するために役員補佐を置くことができる。

2 役員補佐は無報酬とする。

3 役員補佐の職務・権限に関しては、別に規程にて定める。

### (責任の免除)

第 35 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の責任について、法人法第 112 条の規定にかかわらず、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

### (理事会)

第36条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) 本会の業務執行の決定。
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 会長及び副会長の選定及び解職

### (招集)

第38条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の目的、場所、目的である事項を開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

### (議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

### (決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、理事の委任出席を認めない。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

### (議事録)

第41条 理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (会計原則等)

第43条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議による。

### (資産の運用管理)

第44条 本会の資産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

### (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

### (事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し理事会の承認を経るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の附属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1) 監査報告

2) 理事及び監事の名簿

3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第49条 この定款の変更は、総会において、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (解散)

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散をする場合は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第52条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

---

### (公告の方法)

第53条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

---

### (事務局)

第54条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

3 事務局の職務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第11章 補則

---

### (委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 附則

---

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事である会長は加賀谷 肇とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。